

## 令和2年度 松本市交通安全対策委員会議事録

### 1 日時

令和3年3月26日（金）午後1時00分～午後1時59分

### 2 会場

あがたの森文化会館 第一会議室

### 3 会議事項

- (1) 令和2年中における松本市内の交通事故発生状況
- (2) 第10次松本市交通安全計画の目標と指標に対する令和2年度の推進状況
- (3) 「第11次松本市交通安全計画」の策定について

### 4 出席者

#### (1) 委員

内山委員 降籬委員 横田委員 古田委員 藤本委員 宮井委員 鷹野原委員 青木委員  
牛田委員 猪股委員 稲場委員(代理)

#### (2) 事務局

上條建設部長 羽田野交通安全課長 請地課長補佐 酒井課長補佐 武川課長補佐  
清水課長補佐

#### (3) 松本警察署

島田交通担当管理官

### 5 欠席委員

和田委員 宮澤委員 櫻井委員 山崎委員 古屋委員 堀内委員 井上委員 丸山委員

### 6 会議内容

(羽田野交通安全課長)

令和2年度交通安全対策委員会を始めます。

私は本日の司会を務めます交通安全課長の羽田野でございます。よろしく願いいたします。

本日の進行は、お手元に配付してあります会議次第によって進めますが、終了は概ね午後2時を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに上條建設部長からご挨拶を申し上げます。

(上條建設部長)

改めまして、皆さんこんにちは。今ご紹介いただきました、松本市の建設部長の上條裕久でございます。

本日はこの松本市交通安全対策委員会の開催にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は年度末のご多忙の中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

日頃から交通事故のない安全な地域づくりのために、それぞれのお立場で多大なご尽力をいただくとともに、市政全般にわたりまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、松本市の交通事故の発生件数でございますが、後程、ご報告もあると思いますが、減少傾向ということではありますが、高齢者が関係する事故でありますとか、高校

生の自転車が関係する事故が依然として多く発生している状況でございます。

また、「松本走り」と言われるような、交差点での強引な右折など、改善すべき交通マナーや様々な課題があります。

松本市といたしましても、この交通事故を1件でも減らし、市民の皆様が安全安心して暮らしていただけるまちづくりの実現には、重要な課題と認識しております。

本日は、令和2年度の交通安全施策の取り組みについて、皆様にご報告をいたします。

また、計画に基づいて交通安全事業を実施しておりますが、この第10次松本市交通安全計画が、この令和2年度で最終年度ということでございます。

来年度、令和3年度から新しい計画ということで、この計画を3年度に策定をしていく予定となっております。

この、交通安全計画でございますが、これは国の交通安全対策基本法、また松本市の交通安全基本条例に基づきまして、松本市の交通安全に対する施策の一番大元ということで、大綱を定めるものでございます。

結びではございますが、皆様方からこの交通安全に関しまして、貴重なご意見をお伺いし、今後、変わらぬお力添えをいただきますことを重ねてお願い申し上げ、挨拶いたします。

本日はよろしく願いいたします。

(羽田野交通安全課長)

それではここで新しい委員さんもいらっしゃいますので、改めまして松本市交通安全対策委員会設置及び委員の委嘱について、事務局から申し上げます。

(酒井課長補佐)

交通安全課の酒井と申します。

それでは、松本市交通安全対策委員会の設置、及び委員の委嘱についてご説明申し上げます。

本委員会は松本市交通安全基本条例第12条の規定に基づき、交通安全の確保に関する事項、良好な道路交通環境確保に関する事項、その他交通安全の確保を推進するために必要な事項を協議することとなっております。

委員は、知識経験者、交通に関する事業活動者、関係団体の役職員、関係団体の職員から市長が委嘱をし、20名の方に2年の任期でお願いしております。本日お集りの委員さんは、令和元年10月16日から令和3年10月15日までの期間で委嘱をしているところですが、委嘱期間中に選出団体、機関で役職を交代された場合は、条例第12条第4項の規定により前任者の在任期間が任期となります。

なお、交代のありました皆様には、お手元の委嘱状を持ちまして委嘱とさせていただきますので、よろしく願いします。

(羽田野交通安全課長)

続きまして、委員の皆様をご紹介いたします。

時間の都合もございまして、誠に恐縮でございますが、お手元の名簿をご覧いただきまして、事務局も併せて紹介に代えさせていただきます。

なお、ご都合によりまして、和田委員、宮澤委員、櫻井委員、山崎委員、古屋委員、堀内委員、井上委員、丸山委員が御欠席されております。

それではここで、会議に入ります前に会長の選出についてお諮りいたします。

昨年度まで会長を務められました、町会連合会会長、堀内様は、現在退任をされております。本委員会の会長は不在となっております。

松本市交通安全基本条例第12条第5項の規定によりまして、会長は委員の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦ありますでしょうか。

(牛田委員)

事務局に一任いたします。

(羽田野交通安全課長)

ただいま、事務局一任というお声がございました。

事務局に一任でよろしいでしょうか。

それでは事務局案を説明いたします。

会長は松本市町会連合会会長の内山博行様をお願いしたいと思います。

皆様いかがでしょうか。

よろしければ、拍手でご承認をいただければと思います。

～拍手～

ありがとうございました。

それでは、副会長は松本市交通安全協会の会長であります、降籬勝一様をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、内山会長、会長席へお願ひいたします。

(内山会長)

マスクをしたまま御無礼をいたしますが、只今、ご指名をいただきました松本市町会連合会の会長を務めています内山博之と言います。

なにぶんにも初めてのことでございますので、大役を仰せつかりました。大変ではございますが、皆様のご協力を賜りたい。かように思います。

着座にて失礼をいたします。

本日はお手元にございます会議次第に沿って、会議を進めさせていただければと思います。

ふたつのペーパーがございますが、一つは令和2年度における松本市内の交通事故発生状況。

もう一つは、第10次松本市交通安全計画の目標と指標に対する令和2年度の進捗状況。更には第11次松本市交通安全計画の策定について御協議をいただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、具体的に会議に入りたいと思います。

## 会議事項1：令和2年中における松本市内の交通事故発生状況

(内山会長)

では、早速ですけれど、1番の令和2年度中における松本市内の交通事故発生状況につきまして、警察署の島田交通担当管理官をお願いしたいと思います。

(島田交通担当管理官)

この度、3月の異動で松本警察署の交通担当管理官として着任いたしました島田と申します。皆様よろしくお願ひいたします。

私の方からは、令和2年中における松本市内の交通事故発生状況ということで、お手元の資料1に沿って説明したいと思います。

昨年中の人身事故は724件ということで、前年比で件数で言えば195件、割合は28.9%の減少となりました。

また、死者数についても2人ということで、前年と比べまして1名の減少となっています。

2人というのは、過去10年を見ましても最も少ないというところで、昨年は、コロナの影響で外出を控えたという要因もあるかと思いますが、本日、お集りの皆様のお陰を持ちまして、松本市内の交通事故は減少傾向にあるというところがございます。

また、昨日現在でも、前年比で2割減となっておりますし、死亡事故も発生しておりません。

ただ、人身事故は減少傾向でありますけれども、物件事故というのもありまして、昨年は6451件。こちらにも減少傾向でありますけれども、一日平均にすれば約20件近くの交通事故が毎日発生しているということで、交通事故はまだまだ発生しているというのが実情でございます。

昨年の死亡事故ですけれども、ここに2つ書いてありますが、一つは筑摩南信号交差点での出会い頭の事故で60歳の女性が亡くなっております。

もう1件は、84歳の高齢の男性となりますが、川沿いの道路で軽トラックで後退中に転落してしまったという事故が発生しています。

その他、3番目ですけれども、事故の類型別で記載しております。人対車両が99件、車両相互が一番多いということで、その中でも一番多いのが追突と出会い頭というのが特徴でございます。

事故区分でいきますと、歩行者の事故が99、自転車は146件等と記載してありますが、松本市の特徴といたしまして、県下のほかの地域と比べまして、自転車の事故が多いというのが特徴です。

私が着任して、10日ちょっとですが、毎日のように自転車とぶつかるという事故が発生しております。やはりコンパクトシティといいますが、自転車で生活しやすい良い街ということもありますが、やはり見通しの悪い道とか細い道路などの死角が多いということもあり、このような状況になっていると思われまふ。

引き続き、自転車事故に対する対策もしっかりと即応していきたいと考えております。

その下はキーワードということで、高齢運転者の事故というのもしっかり発生しております。これについては、安全運転サポート車の普及ですとか、或いは運転に不安があるということであれば、免許の返納も視野にいただくとか、ただ、生活もありますので、その辺のバランスをとりながら、交通事故を起こさない、遭わないということで、個別に判断して対応しているところがございます。

また、去年の特徴としては、飲酒運転の事故が増えてしまったということがあります。

今年は、減少していますが、まだまだ悪質な運転手もいるということですので、警察

としてもしっかりと取締りをしてまいります。

事故多発路線ということで、やはり交通量が多いところは事故が多いということで、やはり19号が非常に大きな大動脈ですので、交通事故が多く発生しています。

また、物件事故につきましては、駐車場内での交通事故も多く発生しています。

イオンモールですとか、ライフサイトですとか、やはり駐車場は歩行者も乱横断したりですとか、或いは車の動きも複雑に動いたりしますので、施設管理者と連携しながら交通事故を減らしていきたいと考えております。

私も着任したてでありますけれども、警察として全力で交通安全に取り組んで、安全で安心な松本市をしっかりと実現してまいりたいと考えておりますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

(内山会長)

ありがとうございました。

只今、島田交通管理官からご報告がありましたけれども、内容等含めて御質問があればいい機会でございますので。何かございますか。よろしいですか。

交通事故は最終的にはゼロを目指さなくてはいけないと思うんですけれども、減少傾向にあるということは嬉しいことですけれども、更に我々は色々と頑張らなければと思います。

また、色々な所でこの資料を御活用いただければ、かように思います。

## 会議事項2：第10次松本市交通安全計画の目標と指標に対する令和2年度の推進状況

(内山会長)

次の議題に移らせていただきますが、よろしいですか。

それでは、2番目の第10次松本市交通安全計画の目標と指標に対する令和2年度の進捗状況をよろしくお願いいたします。

(武川課長補佐)

建設部交通安全課、武川裕と申します。

資料2に基づいて説明をさせていただきます。

また、説明につきましては担当ごとに説明いたしますので、交代での説明となります。

では、着座で失礼いたします。

資料2第1節、交通環境の整備ですが、(1)の歩行空間安心事業ですが、これは凸凹の波を打った歩道などの改修や側溝の蓋掛けなどの整備を行っております。

(2)交通安全施設整備についてですが、交差点の改良や道路の路肩の拡幅整備、改修などや歩道の設置などを行っております。

また、これとは別に通学路や生活道路で歩行者優先の区域を指定して、速度を30キロに規制するゾーン30という区域の設定がありまして、その中の車両通行量やスピードの抑制対策の整備を行っております。

現在、このゾーン30の指定区域は8か所となっております。

また、これのほかに区画線や路面標示、防護柵、反射鏡やカーブミラー、標識などの安全施設の設置を行っております。

ページをおめくりいただきまして、自転車の通行空間、自転車の安全安心を保すると

いうことで、自転車の通行空間の整備ということを行っております。

最近では、平成30年度から令和元年にかけて、南松本のやまびこ道路で、やまびこ地下道路の西から国道方面へ500メートルを赤茶色で塗装する自転車レーンの整備を行いました。

これにより、平成18年から現在まで自転車通行空間の整備、6,270mの整備を行っております。

また、今後は自転車通行空間のネットワーク化が必要と考えておりまして、来年度、通行空間の整備だけではなく、環境や健康、観光などの面から、自転車の活用を推進するための自転車活用推進計画の作成も予定しておりまして、自転車通行空間ネットワーク計画を位置付け整備を行って参ります。

(清水課長補佐)

公共交通渋滞課の清水です。

着座にて失礼致します。

2番、総合交通戦略の推進についてご説明いたします。

松本市では、歩行者、自転車、公共交通を優先する総合交通戦略を進め、持続可能なまちづくりを推進しております。

今年度、実施した内容です。

(1)として、中町通りにおいて、自動車の通行を抑制し、歩行者が安心して歩ける空間の創出を実施いたしました。

結果については記載のとおりでございますが、今後は費用面を市がサポートすることにより、地域組織の意欲の醸成や負担を軽減し、恒常的な実施につなげるよう取り組みます。

(2)市内全域を対象に渋滞調査を実施しました。

さらに、調査結果を補完するため、市民が実際に渋滞をしていると感じている交差点のアンケート調査を実施いたしました。

その結果は、記載どおりでございますが、今後は具体的な渋滞対策の実施に向け、所管部局と調整してまいります。

(3)レンタサイクル事業についてです。

観光客、市民双方を対象により多くの方が利用できるシェアサイクル事業に一本化する取り組みを行いました。

今後は、ステーションを更に増加するなど、よりよいサービスを充実してまいります。

(4)地域と連携し、住民のニーズに合致したバス路線の運行を支援しています。

地域バスとして、初めて、デマンド予約制タクシー方式により運行する島内川東乗合タクシーの支援をし、令和2年4月1日から運行しております。

(5)小学校2、3年生を対象に、公共交通の利用啓発や学習を目的としたバス、電車の乗り方教室を実施いたしました。

今年度は11校、789人に対して行っております。

(6)松本市総合交通戦略についてです。

平成27年に策定した総合戦略ですが、策定から5年が経過することから、令和3年度の策定に向け、令和2年度から見直しを行っております。

(請地課長補佐)

交通安全課の交通安全担当、請地と申します。

続きまして私の方からご説明をさせていただきます。

着座にて失礼をいたします。

お手元の資料2の5ページの方をお開きください。

交通安全思想の普及徹底ということでありまして、まず1番目ですが受講者の特性等に応じた交通安全教育の推進ということでもあります。

これはどういうことかといいますと、交通安全教育の開催でございまして、こちらにありますような保育園、幼稚園、地区の高齢者クラブさん、あとは各地区の福祉ひろば等々で、市の交通安全指導員、また県の交通安全教育支援センター、あとは自動車販売店協会さんの協力を得まして、寸劇ですとか腹話術等々を交えました、交通安全教育を推進しております。

実施状況ですけれども、そちらの表にありますとおりでありまして、令和2年はコロナの影響がございまして、高齢者の交通安全教室のほか、幼稚園、保育園での交通安全教室というのが中止になっておりまして、結果、合計の数字が例年の3分の1になっております。

しかしながら、代替措置といたしまして、交通安全教育に関しますチラシの配布ですとか、最近、だいぶ増えております特殊詐欺の防止もチラシ等をお配りして、交通安全教室の代わりにさせていただいたり、希望によりまして交通安全教育のDVD、これを貸し出しまして皆さん見ていただくというような形で代替措置をさせていただいております。

お子さんに対しましては、校庭だとか実際に道路を歩いていただいて、具体的にどこが注意すべき点なのかというのを、PTAさんですとか、松本警察署、交通安全協会さん協力を得まして、実施をしています。

それと、歩行シミュレーターというのがございまして、これは高齢者の交通安全教育の時に、チャレンジ号というのを警察本部の方から来ていただきまして、実施しております。

令和2年度については5会場でやっていますが、令和3年度につきましては、現在のところ、27会場ということで予定をしております。

裏面、6ページの方をお開きください。

続きましては交通安全教育に関する普及啓発活動の推進ということでございますが、(1)番の季別の交通安全運動でございます。

皆さんご存知のとおり交通安全運動というのは、年4回ございまして、年末は半月間でございます。

令和2年度は、春の交通安全運動がコロナウイルス感染防止のため、啓発活動等すべて中止になっておりましたが、夏以降はご覧のと通りの啓発活動をさせていただいております。

この啓発活動に際しましては、松本警察署のほか交通安全協会、あとは県の地方部等と協力をしながら、進めていたところでございます。

続きまして(2)番です。自転車の安全利用対策につきまして、先ほど島田交通担当

管理官の方からお話がありました。

松本は事故が多いということで、令和2年を見ますと県下の発生状況は全人身事故に占める割合が13%というところですが、松本市は約2割ということで、県下平均の約2倍発生をしているというところがございます。

当事者の多くは高校生を含めまして、学生が約4割を占めておりまして、事故の原因は、自転車側のルール違反が少なくないというところでありまして。

また、事故の場所も交差点での出会い頭が多いということでございます。

これを踏まえまして、これを何とか防いでいこうというところでありまして、以下の「ア」からとなります。

お手元の資料の15ページ、16ページ、17ページの資料6、資料7をまずご覧いただきたいんですけども、これに関しましては自転車の運転免許証の交付というものでございます。

これは何かといいますと、市内の小学校4年生が自転車に乗り始めるのを機に、松本市の方で自転車運転免許証というのを4年生に交付をして、安全に自転車に乗ってもらおうというような契機づけにしようというところに行っている事業でございます。

この事業につきましては、平成18年から始めておりまして、令和2年につきましては、市内30校中29校で約2,000名の児童さんにこれを交付してございます。

令和3年度は、資料6に書いてありますとおり、今後交付予定となっております。

具体的には資料7の自転車安全テストというのを児童さんにやっていただきまして、それプラス、学校の方で独自に交通安全教室等々を開いていただきまして、自転車に対します交通安全教育というのをやっていただいた上で、交通安全の約束ということで自転車運転免許証というものを交付させていただいております。

自転車運転免許証の交付の意味合いは「自転車のルールを守って安全に運転しますという約束をしてくださいね」という意味で児童さんには交付をしているものでございます。

続きまして「イ」のスクエアドストレイト自転車交通安全教室についてでございます。お手元の資料18ページ、19ページの資料8をご覧ください。

このスクエアドストレイト自転車交通安全教室というのを初めてお聞きになった方もいらっしゃるかもしれませんが、これは何かといいますと、プロのスタントマンが高校の校庭などで実際に車とぶつかる事故というのを演じまして、自転車の事故というのはこんなに恐ろしいですよというのを分かっていた上で、交通ルールを守らなければいけないということを皆さんに体感をしていただく、交通事故防止につながるというような事業でございます。

これにつきましては、平成25年から市内の高校を対象としましてスクエアドストレイトというのをやっております。

平成30年からは、それまで年2回であったものを、年3回にいたしました。

しかしながら、令和2年につきましては、やはりコロナの関係というのがございましてすべて中止になっておりますが、令和3年度につきましては、この資料8の下の方にありますけれども、松本蟻ヶ崎高校、松商学園、松本美須ヶ丘高校で行う予定でございます。



また、高校の選定に当たりましては、高校3年間の在学中に1回は見ていただけるようにということで、予定表を組んでおりまして、松商学園につきましては、松商学園だけではなく、周辺の高校の方に声をかけさせていただいて、参加希望があれば一緒に見ていただくというものでございます。

また、県の方でもJA共済さんの方が主体となりましてスケアードストレイトを市内の高校でも実施しております。

来年度に関しましては、県ヶ丘高校さんで実施すると聞いておりますので、市内では4校でこの安全教育というをやる予定でおります。

続きまして、「ウ」の自転車の安全利用街頭啓発というところですが、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、松本市内は依然として自転車の事故が多いというところがあります。

資料9を見ていただきたいんですけども、高校生の自転車マナーに関する苦情というのが、市の方にも寄せられております。

これに関しましては、裏面の方もあるんですけども、今年度に関しましては計8件の苦情が寄せられております。

従いまして、私たちもこちらの表にありますとおり、6回の街頭啓発をさせていただいております。

この街頭啓発は、交通安全運動期間除いたものでございまして、交通安全期間中にも当然行っているものでございますけれども、ご覧のようなところでやっておりまして、松本の駅の駅北駐輪場の付近ですとか、あとは苦情が来る所で、登下校時間に合わせてやっております。

また、高校生の自転車安全適正利用に関する連絡協議会というのを毎年開催しておりまして、これは何かといいますと、松本地域の高校の生徒指導、または交通安全担当の先生に集まっておきまして、自転車のマナーに関する意見交換をするという場がございます。

この時、先生方にもマナーに関する苦情というのをお伝えしまして、これだけの苦情が来ておりますということで先生に認識をしていただき、学校側の方でも、何か対策をお願いしますと呼びかけているものでございます。

そんな中で、今年につきましては、11月30日と2月17日の自転車啓発に高校の先生にも参加をしていただきまして、自転車のマナーについて先生にも実際にその現場で見ていただいて、高校生が普段どういう運転をしているのかということも確認をしていただいたというところでございます。

続きまして「エ」の放置自転車対策でございます。

令和2年度は、103台ということで放置自転車の撤去を市の方で行っております。

これは、御覧のとおり対前年比で約200台減っている状況でございますが、まだまだ、これだけの放置自転車が市内の方にあるというところでございますので、放置自転車対策を進めて参りたいと思っております。

8ページの方をご覧ください。

子供の事故防止対策、チャイルドシートの正しい着用でございます。

これに関しましては、松本市の交通安全指導員が主に保育園や幼稚園で交通安全教育

というのをさせていただいておりますけども、その際に保護者の方に対してチャイルドシートの正しい着用等に関する呼びかけというのを行っております。

また、チャイルドシートの着用啓発ということで、毎年、春と秋にやっているんですけども、令和2年度は秋の交通安全運動期間中、市内の聖テレジア幼稚園さんにおいて、啓発の方をさせていただいております。

それと（4）番、夕暮れ時、夜間の交通事故防止ということでこれは夜光反射材の普及活動でございます。

例年、やはり薄暮時、夜間の歩行者事故が多いというところでございます、これを防止するために反射材というのを市民の皆さん、また高齢者の交通安全講習の時にお配りをしているものでございます。

ピカピカペッタソコ作戦というのがございますが、これは何かといいますと、松本警察署の方々と協働いたしまして、靴の踵のところに貼る反射材を実際にお配りしてございます。

お手元の方に銀色の四角いシールがあるかと思うんですけども、そちらの方を実際に高齢者の方や歩行者の方の靴の踵に貼って事故防止を図るというものでございまして、どのように貼るかといいますと、こんな形で貼っていただいて夜間の交通事故防止を図っていただくというものになります。

これは、反射材ですので、歩いていて目立ちますので、好評を得ているものでございます。

それと、例年やっております、松本市内で70歳になられるご高齢の方に、反射タスキをお配りしてございます。

この反射タスキにつきましては、この3枚写真が並んでおりますが、一番右側のオレンジと紺色のものでございまして、令和2年度につきましては約3,200人の方々にお配りをしています。

それと、夜光反射材につきましては、今お手元の方にお配りをしてございます緑色のトートバック、それとライトが箱の中に入っていると思いますが、これは何かといいますと、各地区の福祉ひろばですとか、高齢者講習の時、参加していただいた高齢者の方に、今年度お配りしたものでございまして、まず、この緑色のトートバックに関しましては、真ん中にあるアルプちゃんのマスコットが入っていると思うんですけども、実はこちらの方が反射材になっております。

反射材をお配りしても、なかなか身に付けていただけない方も結構いらっしゃるということで、それでは普段持っているバックに反射材を付けてしまおうということで、反射材を付けさせていただいて、お配りをしているものでございます。

それと、後で箱を開けてみていただければと思いますが、箱の中に入っているものに関しましては、この「横見えライト」というものでございます。

これは何かといいますと、この一番後ろがスイッチになっておりまして、これを押しただくと、通常のライトなんですけども、何が違うかといいますと、この状態でも横が光って見えるというものでございます。

反射材というのは、どうしても光が当たらないと反射をしないんですけども、このライトの場合は身に付けているだけで、自分から存在を知らせられるということでござ

いまして、これは松本市交通安全市民運動推進会議さんの方で作っていただいたものです。

本来でしたら、いろんな啓発でお配りするんですが、今年はコロナの影響で啓発活動がなかなかできない状況でございましたので、福祉ひろば等々の交通安全教室に参加をしていただいた高齢者の方にお配りをして、かなり好評を得ているものでございます。

従いまして、令和3年度もこの「横見えライト」というのをお配りできればいいのかなと考えております。

続きまして（5）番の交通マナー向上対策の推進についてであります。

毎年、「広報まつもと」の特集記事等々でも呼びかけさせていただいております。そのほかにも、「松本走り」に関します内容をホームページに載せまして、呼びかけをさせていただいております。

あと、本年度は地元のサッカーチーム松本山雅のフットボールチームさんですとか、松本警察署さんと協力いたしまして、ステッカーを作りました。

それが、今お手元に配布させていただいております横長のステッカーになるんですけども、これに関しましては、約1,500枚作成させていただきました。

そして、今月14日にアルウィンでありました山雅の開幕戦の時に、サポーターの方に、多く配らせていただきまして啓発活動をさせていただきました。

このステッカーはどのようにして使っていただきたいかといいますと、できれば車の後部の方ですとか、そういうところにお貼りになっていただいて、いろんな方に呼びかけていただければと、こういうところでございます。

9ページが一番上の写真はアルウィンで行いました啓発活動時の写真になります。

続きまして、大きな3番、交通指導強化というところでございますけれども、自転車の安全利用街頭啓発等々を重点的に行っていきたいと思っております。

最後ですが、第3節交通事故の備えということでございまして、損害保険等への加入促進ということでございます。

これは主に自転車の保険に関してなんですけれども、令和元年10月1日から長野県は自転車保険が義務化されました。

高校などでは周知が徹底されている面も見られるんですが、まだまだ社会人の方ですとか、そういった方々は知らない方も多いということで、お手元に配布させていただいております自転車ルールのリフレットというのを作成いたしまして、高校生をはじめ、自転車駐輪場等におきまして社会人の方にも配布をして、自転車の保険の加入の周知を図っているところでございます。

また、各種交通安全教室等でも自転車保険というのを紹介させていただいて、加入をしてくださいと、これはもう義務ですと呼びかけをして、加入の促進というのを図っているところでございます。

今回、交通安全のリフレットですけども、松本市交通安全市民運動推進会議さんの協力を得まして、市内の中学校の生徒さんにもお配りをして、交通事故防止のルール徹底とこういうことで、令和3年度の4月に新入学生を含めた3年生まで配っていただくという予定でおります。

今後の交通安全推進事項に関しましては、こちらに記載をさせていただいているとお

りでございます。

今までご説明させていただきましたが、第10次の交通安全計画の目標と指標に対する推進状況につきましては、お手元の資料4をご覧くださいと思います。

あと、資料3も併せてお願いをいたします。資料3につきましては、第10次松本市交通安全計画の概念図ということで、こちらの1枚に交通安全計画の内容をまとめさせていただきます。

それと、資料4につきましては、目標と指標に対します推進状況ということで、令和2年中、または令和2年度に関しまして、どのような結果だったかというのを記載させていただきます。

簡単にご説明申し上げますと、交通事故につきましては、目標の1,350人、死者数5人というのを大きく下回る結果になっております。

また、過去に松本市の課題に対する目標に関しましては、高齢者、子供、自転車に係る交通事故の削減というのは、当初の目標より大幅に下回る結果ということでありました。

交通マナーの向上につきましては、本来、令和2年の数字が好ましいんですけども、令和元年と令和2年にこの交通マナーの向上に関します調査を行っていないということで、この24%というのは平成30年の市民満足度の調査結果ですので、ご了承ください。

それと(3)ですが、達成指標で半分から下の部分につきましては、私の方で今ご説明をさせていただいた内容をまとめてございます。

その中で真ん中辺りをご覧くださいと思うんですが、後部座席のシートベルト着用率というのが、令和2年は18.2%という数値でございます。

理由の方をご説明させていただきますと、これは市内の3か所で、9月24日、秋の全国交通安全運動期間中に県下一斉で調査をしたものでございます。

その中で私が実際に調査をしているんですけども、調査をした11人のうち、着用していたのは2人というところございました。

調査場所につきましては、聖テレジア幼稚園の前、蟻ヶ崎高校交差点のこまくさ道路、国体道路のイオンモール付近でございます。

従いまして、これは松本市全体が18.2%という意味ではなくて、調査をした3か所ではそのような結果でしたということでございます。

なお、運転席、助手席の着用率につきましては、松本市は99.7%というかなり高い着用率でございましたので、今後はまた後部座席のシートベルト着用率向上というのを目標に進めていきたいと思っております。

私の方からは以上です。

(内山会長)

はい。ありがとうございます。追加はありますか。もういいですか。

ただいまの内容につきましては、膨大な内容ですけども。

ご報告をいただきました。何かご質問はございますか。

よろしいですか。

### 会議事項3：「第11次松本市交通安全計画」の策定について

(内山会長)

では、皆様のご了解を得られたということで、次のテーマに移らせていただきます。  
第11次松本市交通安全計画の策定ということで、こちらの方をお願いいたします。

(請地課長補佐)

引き続き、私の方からご説明をさせていただきます。

お手元の方には資料等はお配りしておりませんが、口頭でのご報告ということでご了解をお願いいたします。

第11次の松本市交通安全計画の策定についてご報告になりますけれども、先程、建設部長からもありましたが、策定の根拠につきましては、松本市交通安全基本条例の第11条に交通安全計画の策定というのがございます。

これに基づいて作成をするものでございますけれども、今現在の第10次の交通安全計画というのは、令和2年度で終了するものでございまして、策定期間は、本来、平成28年から5年間ということになります。

参考までにこの交通安全計画につきましてご説明をさせていただきますと、第1次の交通安全計画というのは、昭和46年9月に策定になっております。

そして、今回の第10次につきましては、平成29年の3月に策定になりまして、約4年間の計画ということになっております。

計画につきましては平成28年度から進んでいますが、平成28年度に入ってから国、また県から方針が示されまして、それに基づいて市の方で計画を策定していくというところでございますが、どうしてもタイムラグが生じてしまうということがございます。

今後の予定につきまして簡単にご説明をさせていただきますと、今年の4月あたりに内閣府の方で第11次の交通安全計画基本計画というのを策定予定と聞いております。

それに基づきまして、長野県の方で今年の6月ぐらいに第11次の交通安全計画を策定予定と聞いております。

従いまして、実際に松本市の交通安全計画の策定が進んでいくのは、6月以降という形になりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

続きまして、現計画の目標につきましては、当然交通事故による死傷者をゼロに近づけまして、究極的には交通事故のない社会を実現することを目指して、各種施策を総合的に推進し交通事故の総量抑制を図るというものでございます。

第10次につきましては年間の死者数を5人以下という形で定めさせていただいておりますけれども、第11次はこの5人より更に少ない死者数を目標という形になることが予想されますので、ご了承をお願いいたします。

あと、計画の基本方針につきましては、高齢者、子供、自転車の安全確保、交通マナー向上の啓発、あとは交通事故への備えというところでございます。

第11次の計画策定の考え方といたしましては、基本的な方針といたしまして、国及び県の方針等を考慮しまして、松本市の抱える交通安全に関する課題というのを踏まえまして策定をしたいと考えているところでございます。

主な課題といたしますと、自転車事故の抑制、それと通称「松本走り」と言われる交通マナーの悪さという内容を盛り込んだものになるように策定をしていこうと、今現在は

予定をしているところでございます。

そして、今回お集まりの皆様方にご協力いただきますのは、この計画の策定に当たりまして、前回の第10次の計画を策定する時に、この交通安全対策委員会を2回開催しております。

1回目は、最初に基本方針というのをご説明させていただきまして、2回目につきましては、最終的な基本計画につきまして、皆様方にご意見を伺うというような形で策定をしておりますので、今回の第11次に関しましても、来年度、2回この交通安全対策委員会を開かせていただく予定でおりますので、皆さんお忙しい中だと思いますけれども、ご参加いただきまして、ご意見をお聞かせいただければと考えておりますので、よろしく願いをいたします。私からは以上です。

(内山会長)

ありがとうございました。

これからの計画ということで、皆様方、御意見等があればお電話なりメールなどでいただければと思います。

よろしいですか。お願いいたします。

すべての議題につきまして、御報告と皆さんの御意見を聞くことが終わりました。

あと、事務局の方でその他の件で何かございましたら。

(酒井課長補佐)

はい。令和3年度からの松本市役所の組織の見直しにつきまして、皆様、新聞報道等でご承知かと思いますが、この場をお借りして御説明させていただきたいと思います。

4月1日からの組織の見直しによりまして、交通安全課は課名を自転車推進課に変更し、自転車推進担当と交通安全担当の2担当制となります。

事務室につきましても、本庁舎から東庁舎4階へ移動し、現在すでに東庁舎で業務を行っております。

また、公共交通・渋滞対策課も交通ネットワーク課、公共交通課に別れ、自転車推進課とともに交通部として、4月から業務を開始いたします。

当交通安全対策委員会の所管は自転車推進課となりますので、次回の委員会は自転車推進課から御通知等をお送りいたしますので、よろしく申し上げます。

(内山会長)

ただいまの件につきましては、御承知おきいただければと思いますが。よろしいですか。

全体を通してでも結構ですけど、皆さんの方から御質問、御意見等あれば。

(猪股委員)

私は、女性団体から出ております猪俣と申します。

今日、この会議があると皆さんにおっしゃったら、やはりお願いしてもらいたいことがあるということで、自転車のこの苦情の中に入っていますが、そういうことがあったんですが、お母さんが右側通行してくると、後ろから子供が付いてくると。

そういう、やっぱり親に対する啓発も必要かなと思って、何かの機会がありましたらお願いしたいと思います。

やはり、写真に写っている松本市の道路は広いところでいいんですけども、町の中は

狭いもんですから、道の左側を行っても前から右側を来られちゃうと私どうしていいかわからなかったんだよねっていう話があって、是非、この会議があるからお願いして欲しいということでお願いいたします。

(内山会長)

ありがとうございます。

これをお願いしてよろしいですか。

(請地課長補佐)

貴重なご意見ありがとうございます。

学生さん以外に社会人の方に関しましても、啓発活動の方を警察等と協力して行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(内山会長)

それでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、すべての議事が終了いたしました。

4月6日から春の交通安全運動も始まりますので、お互いに交通事故のない世の中にしたいということをお願いいたしまして、また、皆さんにおかれましては交通安全に取り組んでいただくということをお願いいたします。

(羽田野交通安全課長)

ありがとうございました。

先ほどの組織の件で、若干補足をさせていただきますと、現在の交通安全課ですけども、2つの事業がございます、一つは交通安全教育を行っていく交通安全担当、もう一つは路面標示ですとか、カーブミラー等の交通安全施設を担当する交通安全施設担当がいます。

自転車推進課に移るのは安全教育をやる安全担当で、路面標示等を行う施設担当は4月からは建設部の建設課の方に移りますので、もし路面標示ですとかカーブミラーの要望がある場合には、建設課の方にお話をいただければと思います。

それでは只今をもちまして、交通安全対策委員会を閉会といたします。

本日は本当にありがとうございました。